

平成〇〇年度版

# 全国がん登録

届出マニュアル

厚生労働省  
国立がん研究センター

## 目次

|                    |    |
|--------------------|----|
| 第一章:届出の対象と方法       | 3  |
| 届出の対象              | 6  |
| 届出の必要ながんの種類        | 6  |
| 届出の必要な患者           | 7  |
| 届出の必要な病院等          | 7  |
| 届出の方法              | 8  |
| 届出の時期              | 8  |
| 届出の期間              | 8  |
| 届け出るところ            | 9  |
| 届出の方法              | 9  |
| 第二章:届出項目について       | 10 |
| 患者情報               | 11 |
| 病院等の名称(所在地)        | 11 |
| 診療録番号              | 11 |
| カナ氏名               | 11 |
| 氏名                 | 11 |
| 性別                 | 11 |
| 生年月日               | 11 |
| 診断時住所              | 11 |
| 腫瘍情報               | 11 |
| 側性                 | 11 |
| 診断名(原発部位名)         | 11 |
| 病理診断               | 11 |
| 診断施設               | 11 |
| 治療施設               | 11 |
| 診断根拠               | 11 |
| 診断日                | 11 |
| 発見経緯               | 11 |
| 診断時の病期             | 11 |
| 進展度・治療前            | 11 |
| 進展度・術後病理学的         | 11 |
| 初回の治療情報            | 11 |
| 外科的治療の有無           | 11 |
| 鏡視下治療の有無           | 11 |
| 内視鏡的治療の有無          | 11 |
| 外科的・体腔鏡的・内視鏡的治療の範囲 | 11 |
| 放射線療法の有無           | 11 |
| 化学療法の有無            | 11 |
| 内分泌療法の有無           | 11 |
| その他の治療の有無          | 11 |
| 届出時の状況             | 11 |
| 死亡日                | 11 |
| その他                | 11 |

|   |    |
|---|----|
| 備考 .....  | 11 |
| 第三章:死亡者新規がん情報に関する 通知に基づく届出について.....   | 12 |
| 死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出 .....   | 13 |
| 遡り調査の方法.....  | 13 |
| 届出の期間.....  | 13 |
| 届け出るところ.....  | 13 |
| 付録 [1] 一覧:国際疾病分類腫瘍学第 3 版 (2012 年改訂版) の性状コード 2 又は 3<br>の組織形態コード及び和名 .....          | 14 |
| 付録 [2] 一覧:国際疾病分類腫瘍学第 3 版 (2012 年改訂版) の局在コード及び和名<br>.....                          | 14 |
| 付録 [3] 一覧:その他の政令で定める疾病に対応する国際疾病分類腫瘍学第 3 版<br>(2012 年改訂版) の組織形態コード、局在コード及び和名 ..... | 14 |



## 第一章：届出の対象と方法

がん登録等の推進に関する法律では、病院又は指定された診療所の管理者が、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき、一定の期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する情報を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています（第六条）。

## 届出の対象

がん登録等の推進に関する法律では、「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病と定義されています（第二条第1項）。

また、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき、届け出ることが義務づけられています（第六条）。

### 届出の必要ながんの種類

原発性の悪性新生物その他の政令で定める疾病

#### 悪性新生物とは

国際疾病分類腫瘍学第3版（2012年改訂版）の性状コード3（悪性新生物）又は2（上皮内癌）

付録 [1] 一覧：国際疾病分類腫瘍学第3版（2012年改訂版）の性状コード2又は3の組織形態コード及び和名

付録 [2] 一覧：国際疾病分類腫瘍学第3版（2012年改訂版）の局在コード及び和名

#### その他の政令で定める疾病とは（がん登録等の推進に関する法律施行令第一条）

髄膜、脳、脊髄、脳神経及び中枢神経系に発生した腫瘍性疾患

消化管間質腫瘍

別表第一に掲げる卵巣腫瘍性疾患

##### 別表第一

漿液性のう胞腺腫，境界悪性

境界悪性明細胞のう胞腫瘍

境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍

境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍

境界悪性粘液性のう胞腫瘍

境界悪性乳頭状粘液性のう胞腺腫

付録 [3] 一覧：その他の政令で定める疾病に対応する国際疾病分類腫瘍学第3版（2012年改訂版）の組織形態コード、局在コード及び和名

## 届出の必要な患者

当該病院等における初回の診断が行われた患者

### 初回の診断とは

当該病院等において、当該がんに関して初めての、診断、治療等の診療行為のこと。

### 診断とは

当該病院等が、当該患者の疾病を「がん」として診断、治療等の診療行為を行っていること。  
必ずしも病理学的確定診断を要しません。

画像診断、血液検査、尿検査、肉眼的診断、臨床診断を含みます。

当該病院等において、転移又は再発の段階で初回の診断が行われた場合を含みます。この場合、転移又は再発に関する情報ではなく、原発性のがんに関する情報を届け出ます。

### 届出の不要な患者

当該病院等が届出をした原発性のがんから、転移又は再発したがんに対して、同病院等で診断、治療等の診療行為を行った場合は、改めて届け出る必要はありません。

当該病院等において、ある患者について、過去に届出をした原発性のがんとは異なる原発性のがん（多重がん）を初めて診断、治療等の診療行為を行った場合は、届出が必要です。

### 多重がん

がん登録では、同じ患者に、2つ以上の独立した届出対象の原発性のがんが発生した場合を多重がんとして定義します。多重がんには、異なる部位（臓器や器官）にそれぞれに独立した原発性のがんが存在する場合と、同じ部位に2つ以上の異なる組織形態のがんが独立して存在する場合があります。

## 届出の必要な病院等

すべての病院

指定された診療所（がん登録等の推進に関する法律第六条第2項）

### 指定された診療所とは

がん登録等の推進に関する法律施行細則第〇条で定めるところにより、当該都道府県知事が、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所として指定した診療所のこと。

### 診療所の指定の手続き

〇〇〇〇〇。

# 届出の方法

がん登録等の推進に関する法律では、病院又は指定された診療所の管理者が、一定の期間内に、当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています（第六条）。

## 届出の時期

当該病院等が、当該がんに関して計画した一連の診断、治療等の初回の診療行為が終了したとき、速やかに届け出てください。

ただし、院内がん登録を行っている病院等で、院内がん登録情報の一部を全国がん登録にまとめて届け出の場合は、当該がんの診断年の翌年9月末までの届出にご協力ください。

タイムライン

## 届出の期間

がん登録等の推進に関する法律では、一定の期間内に届け出ることが義務づけられています。

### 一定の期間内とは

当該がんの診断年の翌年末までと定められています（がん登録等の推進に関する法律施行細則第一条）。

一定の期間内に届出されない場合、都道府県知事による届出の勧告等が施行されることがあります（がん登録等の推進に関する法律第七条）。

| 診断日         | 届出期限        |
|-------------|-------------|
| 2016年1月10日  | 2017年12月31日 |
| 2016年12月28日 |             |
| 2017年1月5日   | 2018年12月31日 |

## 届け出るところ

がん登録等の推進に関する法律では、当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています。

表〇 各都道府県における届出先一覧

最新情報は、下記の全国がん登録のウェブサイトでご確認いただけます。

## 届出の方法

届出の方法は、病院等が行っている院内がん登録情報から全国がん登録に当該診断年情報をまとめて届け出る、指定の届出様式（全国がん登録届出票）による届出の2種類あります。

### 院内がん登録情報からの届出

がん登録等の推進に関する法律第四十四条第1項に基づき、厚生労働大臣が定める指針に即した院内がん登録を行っている病院等は、当該診断年情報を1年分まとめて届け出ることができます。

ファイル形式、暗号化、  
移送方法を明記

### 全国がん登録届出票(記入式)による届出

見本「全国がん登録届出票」

一枚一枚に連番が印字されている専用書式です。複写利用はご遠慮ください。

届出票の入手方法  
専用封筒の利用とその入手方法  
など

[テキストを入力]

## 第二章：届出項目について

がん登録等の推進に関する法律では、病院又は指定された診療所の管理者が、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき、一定の期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する情報を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています（第六条）。

[テキストを入力]

患者情報

病院等の名称(所在地)

診療録番号

カナ氏名

氏名

性別

生年月日

診断時住所

腫瘍情報

側性

診断名(原発部位名)

病理診断

診断施設

治療施設

診断根拠

診断日

発見経緯

診断時の病期

進展度・治療前

進展度・術後病理学的

初回の治療情報

外科的治療の有無

鏡視下治療の有無

内視鏡的治療の有無

外科的・体腔鏡的・内視鏡的治療の範囲

放射線療法の有無

化学療法の有無

内分泌療法の有無

その他の治療の有無

届出時の状況

死亡日

その他

備考

## 第三章：死亡者新規がん情報に関する 通知に基づく届出について

がん登録等の推進に関する法律では、厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報が判明したときは、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の所在地の都道府県知事その他の厚生労働省令で定める都道府県知事に対し、その旨並びに当該病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を通知するものとする、とされています（第十四条）。

[テキストを入力]

## 死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出

通知を受けた都道府県知事は、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は診療所に対し、当該がんに関する届出を求めることができます（第十六条）。

都道府県知事が死亡者新規がん情報に基づき、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は診療所に対して実施する調査を遡り調査といいます。

### 死亡者情報票とは(第十一条)

市町村長が、戸籍法による死亡の届書その他の関係書類に基づいて作成する、死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時にける住所、死亡の日、死亡の原因、死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地等の情報

### 死亡者新規がん情報とは(第十二条)

全国がん登録情報と死亡者情報票と照合し、その結果判明した、全国がん登録データベースに登録されるべき情報であって、死亡者情報票によって新たに把握されたがん情報

## 遡り調査の方法

遡り調査の対象となった病院等に対して、予め調査対象の氏名、性別、生年月日、死亡の時にける住所、死亡の日、死亡の原因等が記載された、専用の調査様式（遡り調査票）が送付されます。病院等は、調査対象のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたときの、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する情報の届出が求められます。

### 遡り調査票について

見本「遡り調査票」

遡り調査票による届出事項には、全国がん登録届出票と同じ項目の他、当該病院等で発行された死亡診断書の記載内容と死亡者情報票の記録に矛盾がないかを確認する項目があります。

## 届出の方法

## 届出の期間

## 届け出るところ

表○ 各都道府県における届出先一覧

最新情報は、下記の全国がん登録のウェブサイトでご確認いただけます。

[テキストを入力]

付録 [1] 一覧：国際疾病分類腫瘍学第 3 版（2012 年改訂版）の性状コード 2 又は 3 の組織形態コード及び和名

付録 [2] 一覧：国際疾病分類腫瘍学第 3 版（2012 年改訂版）の局在コード及び和名

付録 [3] 一覧：その他の政令で定める疾病に対応する国際疾病分類腫瘍学第 3 版（2012 年改訂版）の組織形態コード、局在コード及び和名